

報道関係者 各位

令和5年8月3日(木)

【照会先】

愛知労働局労働基準部賃金課

賃金課長 平井 秀明

主任地方賃金指導官 高橋由里子

電話番号 052(972)0258

愛知地方最低賃金審議会を開催します

下記により、第511回愛知地方最低賃金審議会を開催します。

記

- 開催日時：令和5年8月4日(金)午前10時30分から
- 場 所：名古屋合同庁舎第2号館3階 共用大会議室
名古屋市中区三の丸二丁目5番1号
- 主な議題
 - 愛知県最低賃金の改正決定について（答申）
 - 愛知県の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）
 - 愛知県の特定最低賃金の改正決定について（諮問）
- 取材を希望される方は、令和5年8月3日(木) 24時00分までに
次のホームページに設置する申込フォームからお申し込みください。

愛知労働局 > 事例・統計情報 > 最低賃金・家内労働関係 > 公示・公告

https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/jirei_toukei/

chingin_kanairoudou/koujikoukoku.html

5. その他

場合によっては、当審議会の開催日時を延期することがあります。

